

令和2年度 情報管理業務に関する事業計画書 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第114条に規定する情報管理センターに指定されており、法第115条に規定する情報管理業務を确实かつ効率的に実施している。

I 基本方針

本財団は、自動車リサイクル制度の安定運用及び更なる効率化を着実に実施するとともに、制度の中心的役割を担い、ステークホルダーへ質の高いサービスを提供していくことを通じて、循環型社会実現に向けて貢献していくことを基本方針としている。

情報管理センターは、令和2年度においても法第115条に規定された情報管理業務を行う。具体的には、移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等、自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等、書面利用移動報告事業、書類等交付事業、移動報告事項送信事業を确实かつ効率的に実施する。

令和2年度は以上に加えて、移動報告情報を積極的に活用した適正処理の促進及び理解普及を行う。また、次期の自動車リサイクルコンタクトセンターのサービス開始及び令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組みを着実に推進する。

II 事業内容

令和2年度に情報管理業務として実施する主要な事業は以下のとおりである。

1. 移動報告事業及び電子マニフェストシステムの維持・管理及び改善等

関連事業者等が報告した使用済自動車等の移動報告情報を保守・管理する事業(ファイルの閲覧への対応及び地方公共団体への遅延報告を含む。)を行うとともに、適正処理の促進及び理解普及のため、電子マニフェストシステムから得られる情報の積極的な活用を努める。主な実施内容は以下のとおり。

(1) 電子マニフェストシステムの改善

システム利用者の利便性を高めるための改善を実施する。令和2年度においては、事業者向けの画面改善及び地方公共団体が利用する報告徴収機能の利便性向上を図る。

(2) 移動報告情報の積極的な活用をもとにした適正化対策の実施

電子マニフェストシステムから得られる移動報告情報の分析を深め、移動報告が長期間実施されていない等の諸課題の抽出を行い、関連団体及び地方公共団体と連携を強化したうえで、実効性のある対策を講じる。

2. 自動車リサイクルコンタクトセンターの維持・管理及び改善等

関連事業者や自動車ユーザー等からの電子マニフェストシステムに関する問合せに適切に対応するとともに、自動車リサイクルコンタクトセンターの効率的かつ安定的な運営に努める。主な実施内容は以下のとおり。

(1) 自動車リサイクルコンタクトセンターの更なる最適化に向けた取組み

自動車所有者や関連事業者との接点であるコンタクトセンター業務について、更なる品質の向上と業務の効率化を目的に委託業務の再設計を行い、令和3年度に予定しているサービス開始に向けて万全の準備を行う。

(2) 問合せ者の満足度向上

自動車リサイクルコンタクトセンターにおける対応の質を更に高め、月間応答率90%以上を維持する対応を行うとともに、問合せ内容を分析し、十分な情報発信に繋げることで、問合せ者の更なる満足度向上を図る。

3. 書面利用移動報告事業

パソコンでの移動報告が出来ない関連事業者に対応するため、関連事業者からの申請に基づき、移動報告を代行する。

4. 書類等交付事業

最終所有者が重量税還付を受けるため、関連事業者等からの書類等交付請求に対し、解体通知車台発行状況結果等の書類を交付する。

5. 移動報告事項送信事業

自動車製造業者等が再資源化等預託金を収受するため、自動車製造業者等から委託を受けて、再資源化等預託金の払渡しを請求するために必要な情報を資金管理法へ送信する。

6. 自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けた取組み

令和7年度に予定している自動車リサイクル情報システムの大規模改造に向けて、次期仕様案の策定などの取組みを実施する。

情報管理業務としては、主なシステム利用者である関連事業者のニーズ等を十分にヒアリングすることで、利用者の利便性を向上出来る仕様の策定を行う。

以上